

# 監査報告書

令和6年5月23日

学校法人 愛知享栄学園

理事会 御中

監事 橋本俊彦 

監事 岩田八郎 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人愛知享栄学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、学校法人愛知享栄学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査しました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人愛知享栄学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上